

木島平村耐震改修促進計画（第Ⅳ期）

令和8年4月 策定

木 島 平 村

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 本計画の位置づけと他の村計画との関係・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
- 5 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される災害の状況・・・・・・・・ 6～13
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～17
- 3 耐震改修等の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～21
- 4 公共建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・ 22～23

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針・・・・・・・・ 24
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・ 25～26
- 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・ 26～27
- 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・ 27

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・ 28
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・ 28
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・ 28
- 5 各区等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携・・・・・・・・ 30
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施・・・・・・・・・・・・ 30

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 目標値の達成状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

別表1 および別表2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32～33

はじめに

1 計画の目的

木島平村耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して住民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと他の村計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により策定するものです。

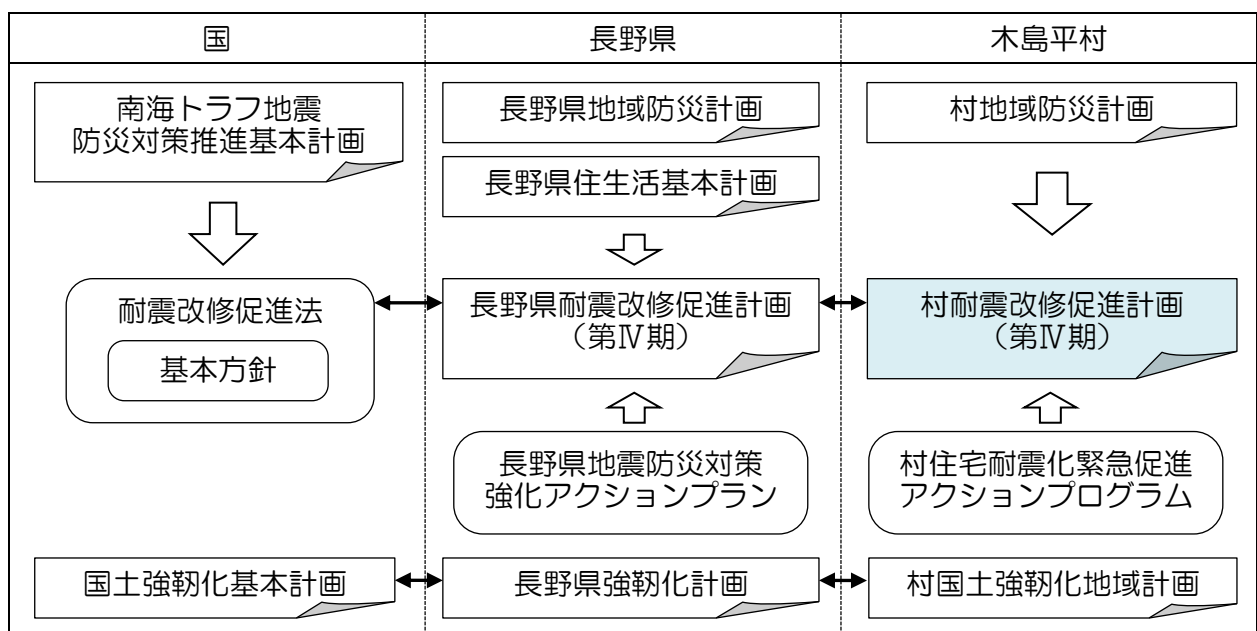
また、本村における他の計画（木島平村地域防災計画）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

「木島平村地域防災計画」

木島平村地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強い村づくりの中で、建築物の耐震化について定められています。

具体的には、

- (1) 不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、防災拠点となる公共施設等について、計画的な耐震化に努める。
- (2) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (4) 建築物の落下防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止等の安全化を図る。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、前計画（令和3年度から令和7年度）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取り組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では、同一地域において約28時間の間に震度7の地震が2度発生し、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じました。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部で地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が頻発しています。



(H23.3 長野県北部地震での栄村の様子)

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊等によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全

壊焼失棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

① 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施。

b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加。

c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表。

d 倒壊の危険性の高い特定建築物については、建築基準法により改修を命令等が追加されました。

② 平成25年11月25日施行

住宅および多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標【「地震防災戦略」(H17中央防災会議決定)】の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の、平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表。

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

③ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「県計画」という。）においても耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

- ① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
- ③ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして県計画又は本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物
- ② 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物
- ③ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

また、本計画においては、上記(1)、(2)①、(3)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)の②及び③に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています。（表1-1、図1-1）

また、地震調査研究推進本部（※1）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川－静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあつては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。（表1-2）

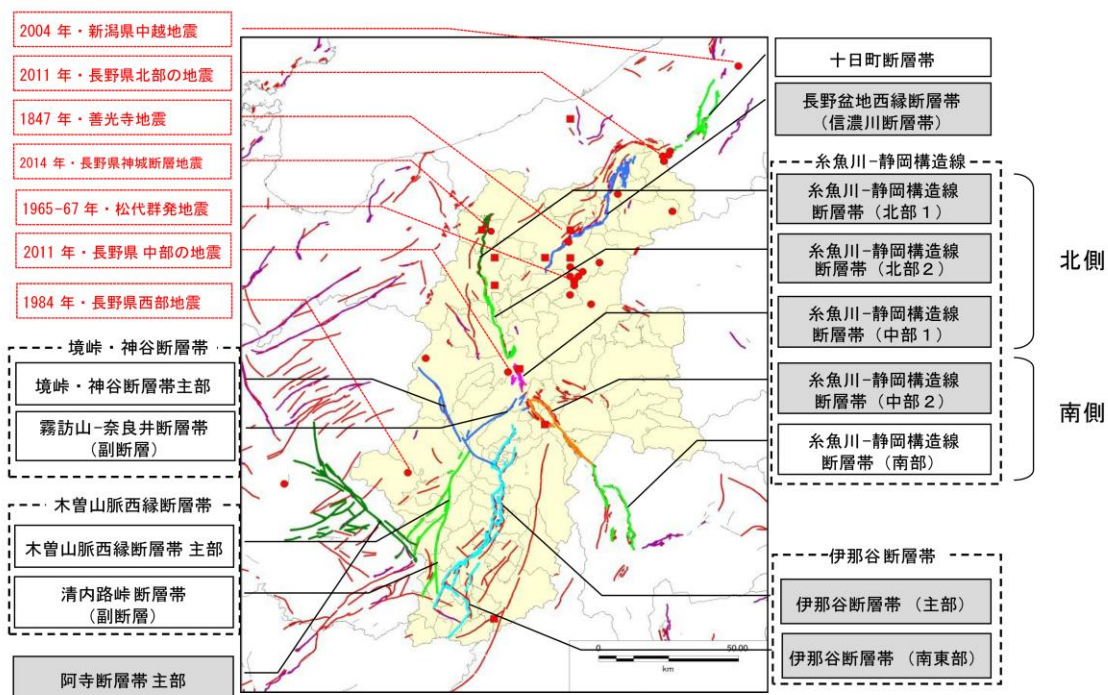
（表1-1）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考
					M _j	M _w	
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（M_j）とモーメントマグニチュード（M_w）について

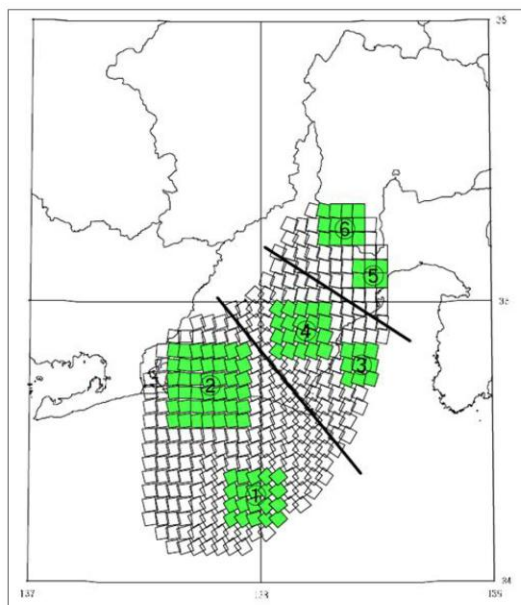
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（M_j）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（M_w）を求めている。M4～M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



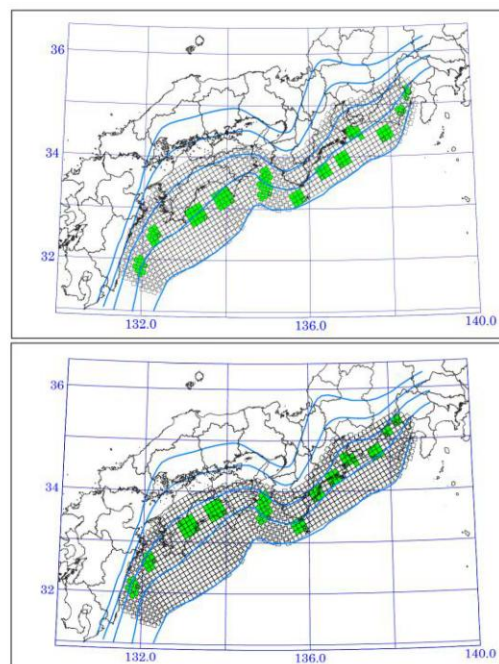
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940 年代以降、長野県内で震度 5 以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図 1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)



□: 小断層 ■: 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図 1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図 1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表 1-2) 発生が予想される地震に係る見解等 (出典：第 3 次長野県地震被害想定調査報告書)

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30 年以内の地震発生確率は ほぼ 0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	30 年以内の地震発生確率は ほぼ 0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30 年以内の地震発生確率は ほぼ 0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30 年以内の地震発生確率は ほぼ 0% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度 6 弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
海溝型地震	木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30 年以内の地震発生確率は ほぼ 0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30 年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度 6 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度 5 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30 年以内の地震発生確率は 20~50% (BPT モデル) 60~90% (すべり量依存 BPT モデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度 5 強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度 6 弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7.10 地震調査研究推進本部による。

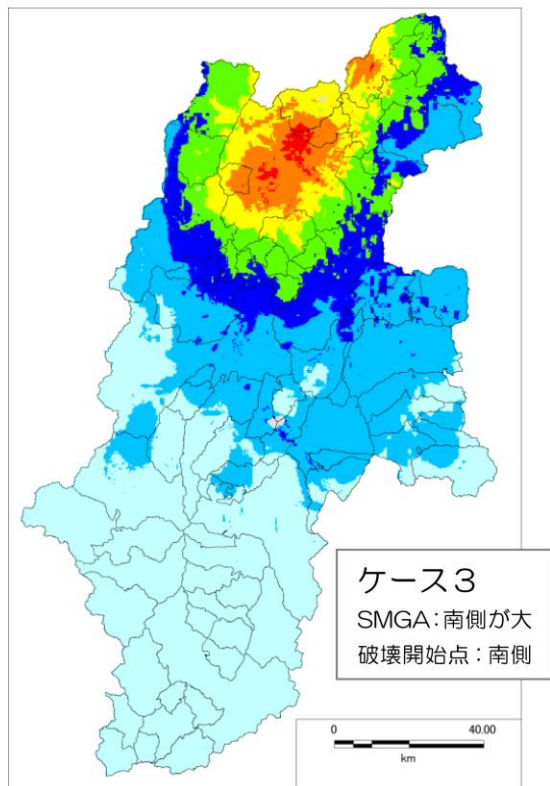
※3 H27.3 第 3 次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

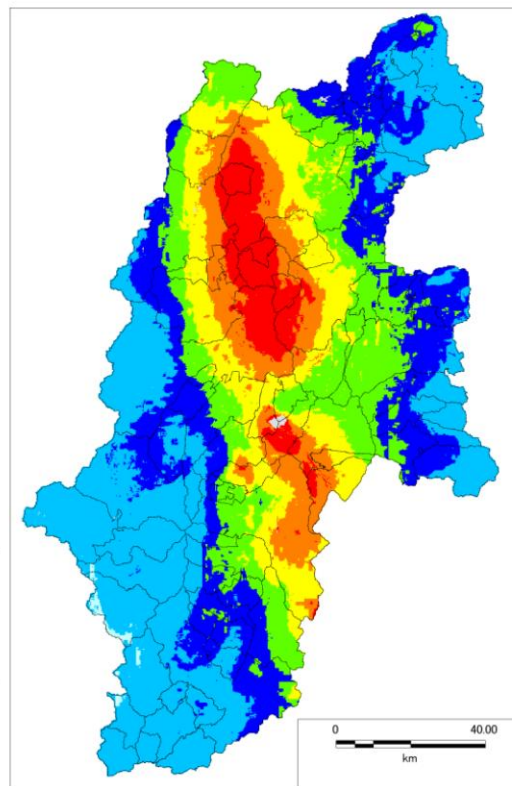
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図 1-4 から図 1-13 のとおりとなります。（出典：第 3 次長野県地震被害想定調査報告書）

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

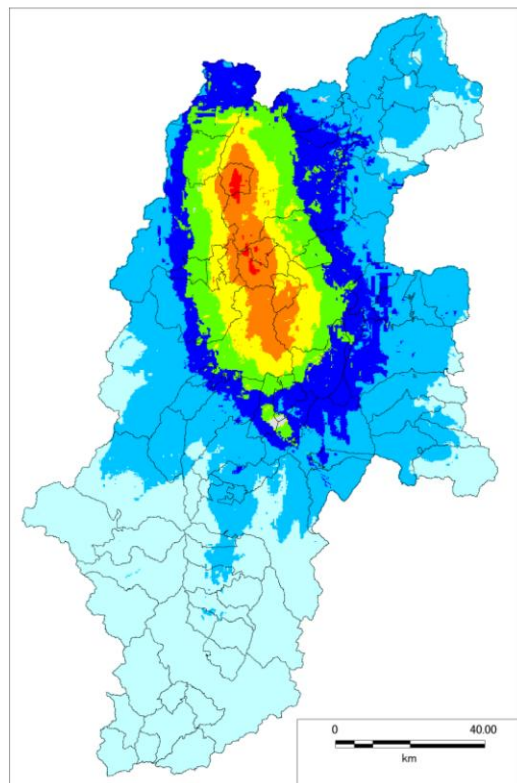
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



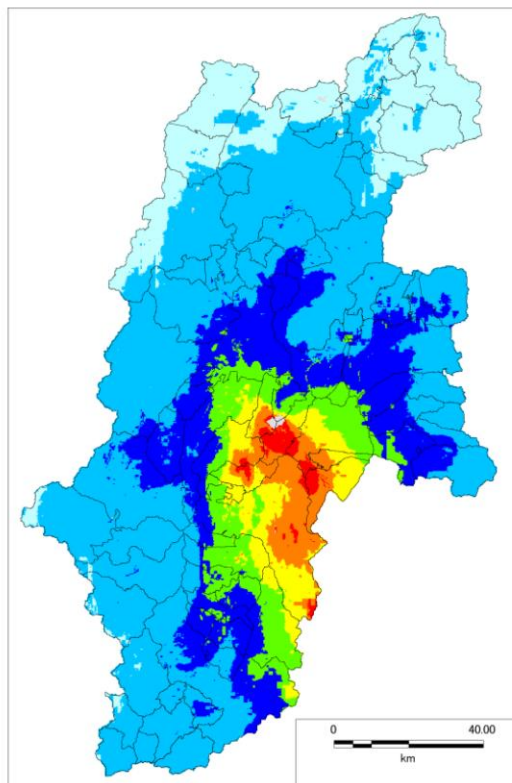
(図1-4)長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5)糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体:Mj8.5)

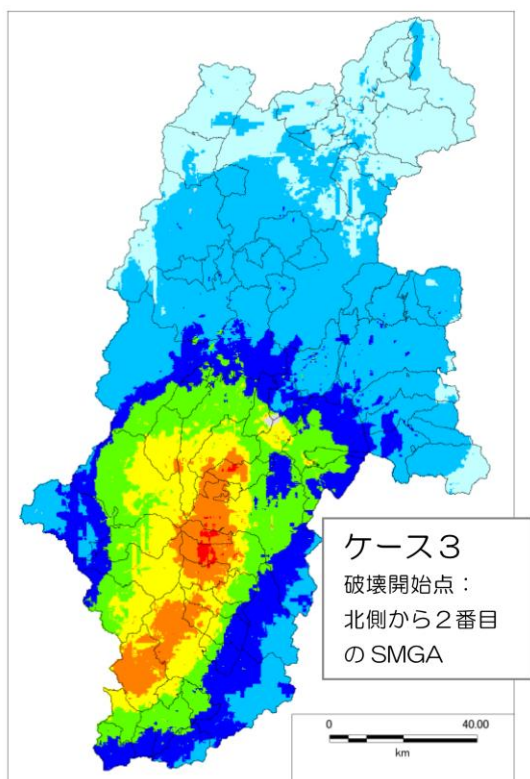


(図1-6)糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側:Mj8.0)

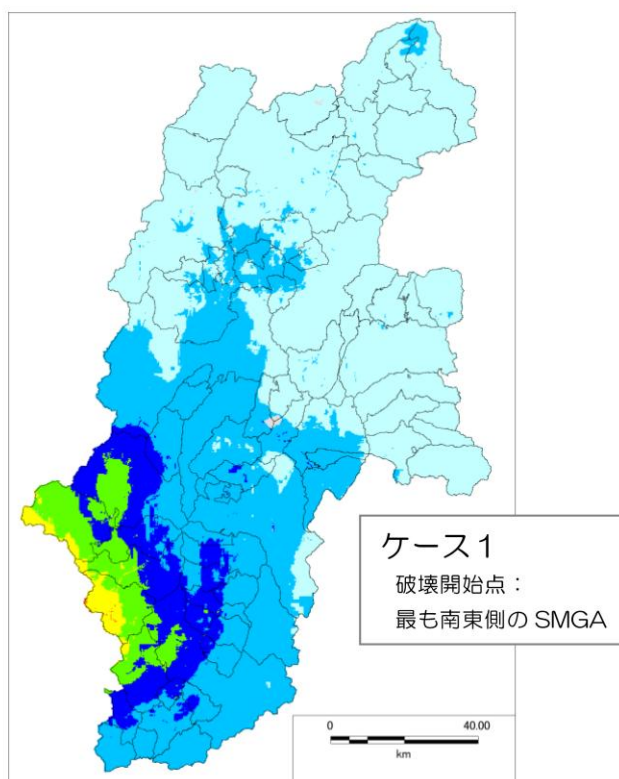


(図1-7)糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側:Mj7.9)

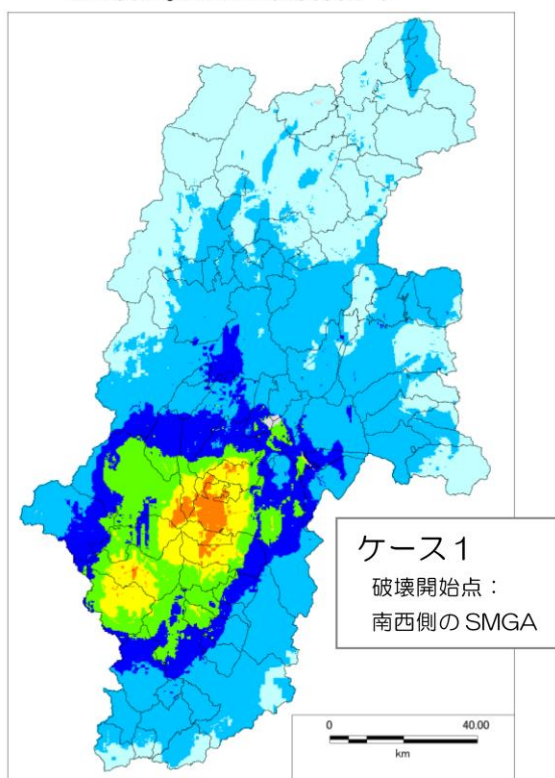




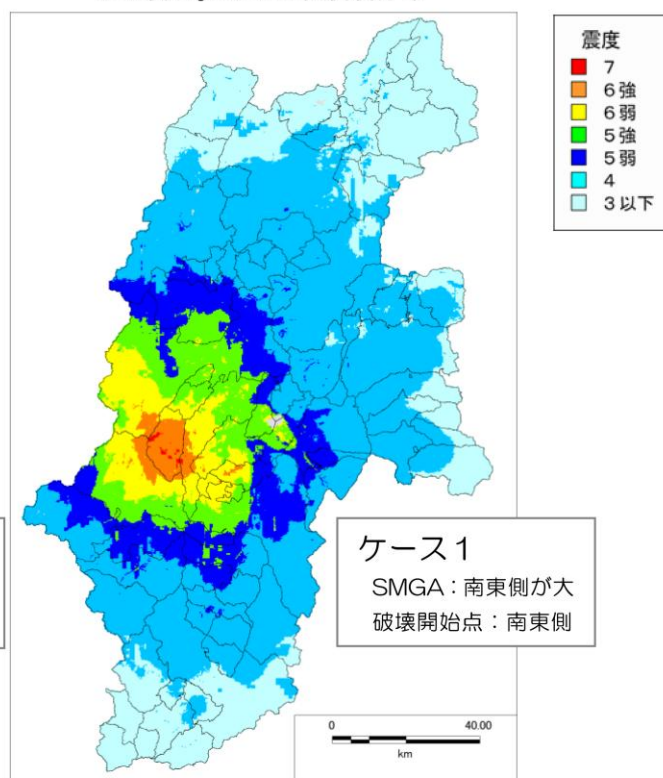
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-10)木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布

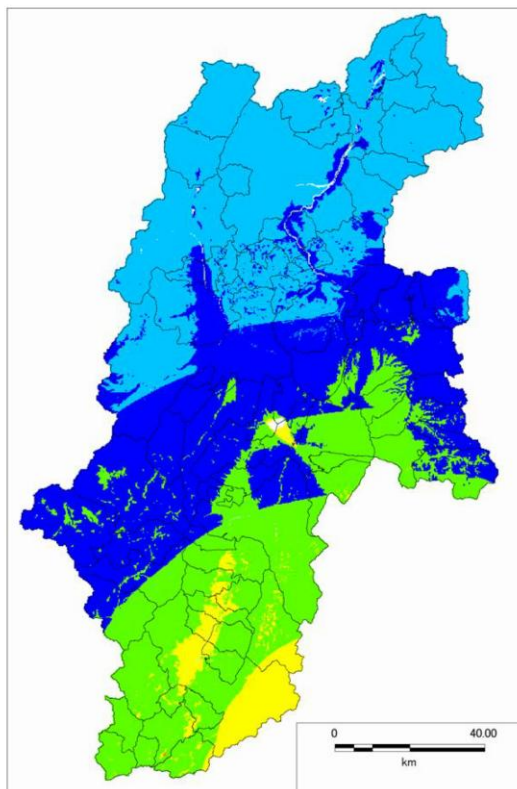


(図1-11)境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

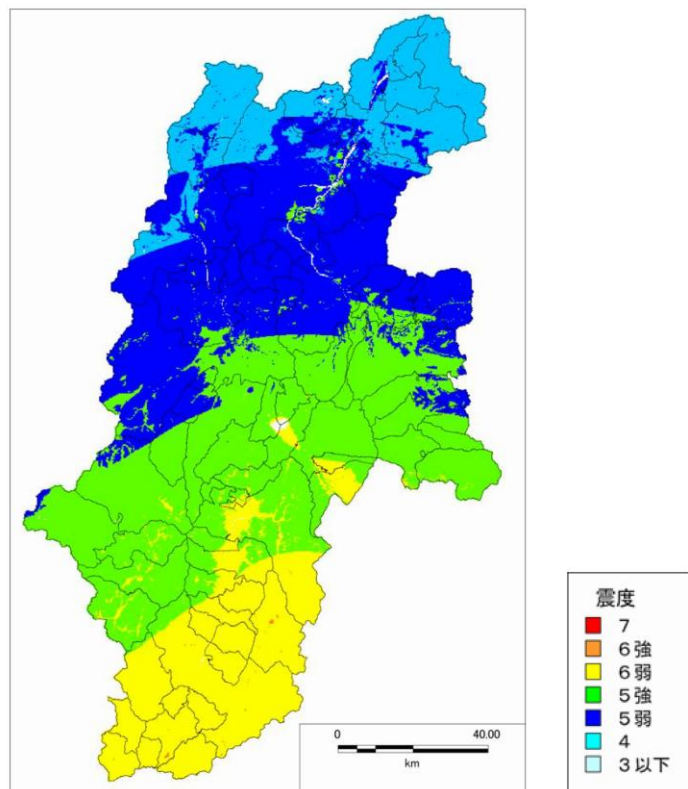


(2) 海溝型地震における地表震度分布（※6）

※6 経験的手法のみを掲載



(図1－12)経験的手法(距離減衰式)
による想定東海地震の地表震度分布



(図1－13)経験的手法(距離減衰式)
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり想定しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3) 被害想定(建築物被害)

(単位:棟)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川ー静岡構造線断層帯 の地震	全体	ー	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	ー	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	ー	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460
海溝型 地震	想定東海地震		ー	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		ー	ー	ー	700	4,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		ー	ー	ー	3,100	23,000

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

※ 南海トラフ地震は、南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について(令和7年3月)より抜粋(以下同じ)。

(表 1-4) 被害想定 (人的被害)

(単位：人)

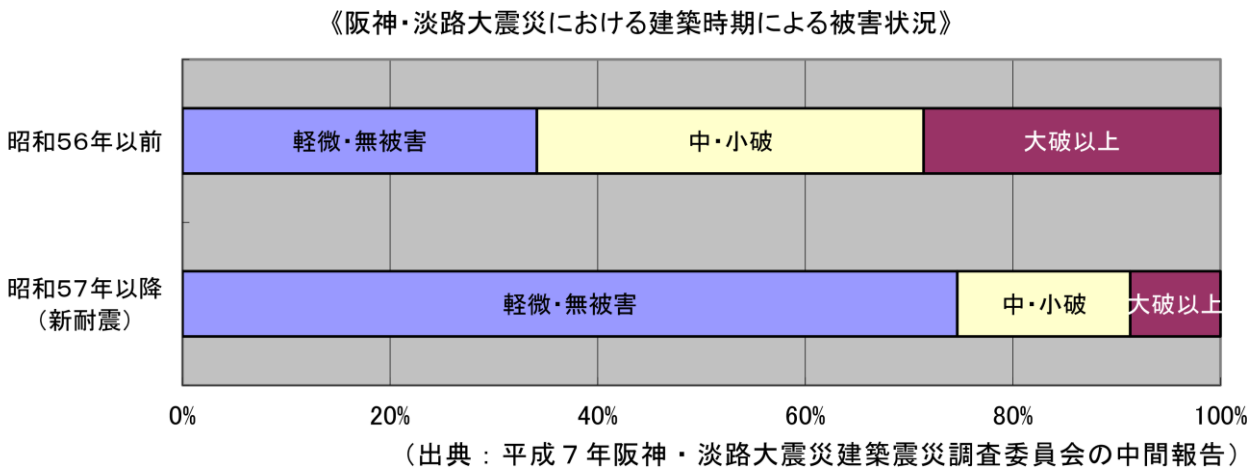
種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯 (主部) の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯 (主部南部) の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曽山脈西縁断層帯 (主部北部) の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
	境峠・神谷断層帯 (主部) の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)		— (—)	1,400 (1,400)	—	5,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)		80 (70)	6,300 (6,200)	—	25,000

- ※ 建物被害が最大となるケースを示す。
 ※ 観光客を考慮した場合。
 ※ () は建物倒壊にとる死者数等。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

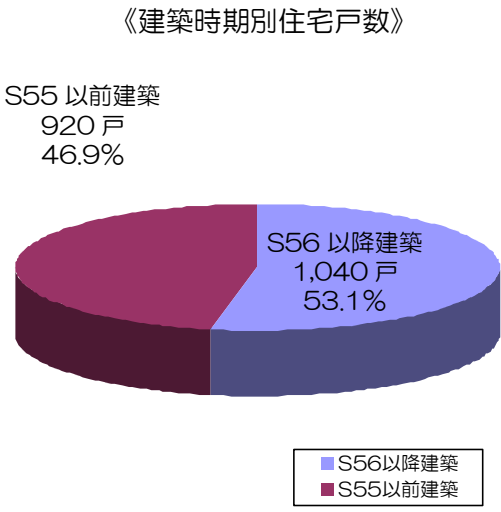
昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました。（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています。（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）



(2) 住宅

令和 7 年固定資産台帳の家屋リストによると、村内の住宅総数は 1,960 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、920 戸で全体の 46.9%を占めています。

（表 1-5）



（表 1-5）建築時期別住宅戸数 （単位：戸）

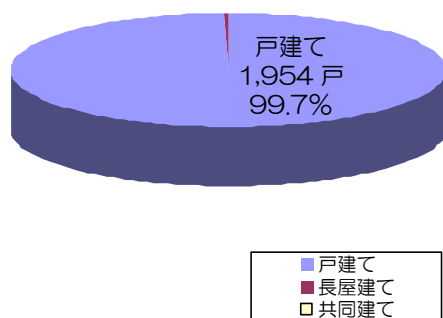
住 宅 総 数	1,960
うち昭和 55 年以前建築	920 (46.9%)
～S25	115
S26～35	76
S36～45	227
S46～55	502
うち昭和 56 年以降建築	1,040 (53.1%)
S56～H2	274
H3～12	398
H13～	368

村内の住宅を建て方別にみると、全体の99.7%を占める戸建ての約5割が昭和55年以前に建築されており、住宅数に対する割合は47.1%を占めています。

一方、長屋建て及び共同建ては住宅数の0.3%を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年以前に建築された割合は0%です。

(表 1-6)

《建て方別住宅数》



(表 1-6) 建て方別住宅数

(単位：戸)

	住宅数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	住宅数に対する割合
戸建て	1,954	99.7%	920	47.1%
長屋建て	6	0.3%	0	0%
共同建て	0	0.0%	0	0%
計	1,960	100%	920	46.9%

(表 1-7) 持ち家の建築時期別住宅数 (単位：戸)

持ち家は1,945戸あり、全住宅に占める割合は99.2%で、そのうちの約5割が昭和55年以前に建築されています。(表 1-7)

	住宅戸数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	1,945	99.2%	920	47.3%

また、村では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成19年度から住宅建築物耐震改修等事業を実施してきました。

これまでに、住宅145戸、村指定の第一次避難所26棟について耐震診断を実施し、そのうち7棟で耐震改修を行っています。(表 1-8)

(表 1-8) 耐震診断・改修の実績

(単位：戸)

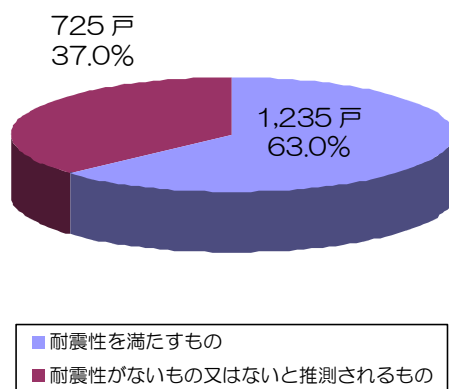
耐震診断	H19	H25	H26	H28	H29	H30	R1	R2
住宅	112	1		1	1			
避難施設		8	18					
耐震改修	H19	H25	H26	H28	H29	H30	R1	R2
住宅	1							
避難施設				2				1

耐震診断	R3	R4	R5	R6	R7					計
住宅	9	1	12	4	4					145
避難施設										26
耐震改修	R3	R4	R5	R6	R7					計
住宅				2						3
避難施設		1								4

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い、震性を有しているものを加えると 1,235 戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で 63.0%と推計されます。(表 1-9)

《住宅における耐震化の現状》



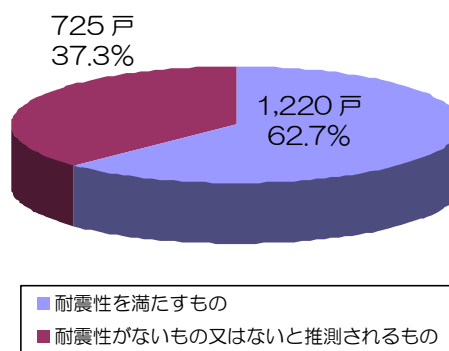
(表 1-9) 住宅における耐震化率の現状 (単位: 戸)

住宅総数 (a)	1,960
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	1,235
耐震化率 (c=b/a)	63.0%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	1,040
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	920
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	192
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	3
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	725

(出典: R5 住宅・土地統計調査から推計)

また同時に、持ち家についてみると、昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い、耐震性を有しているものを加えると 1,220 戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状で 62.7%と推計されます。(表 1-10)

《持ち家における耐震化の現状》



(表 1-10) 持ち家における耐震化率の現状 (単位: 戸)

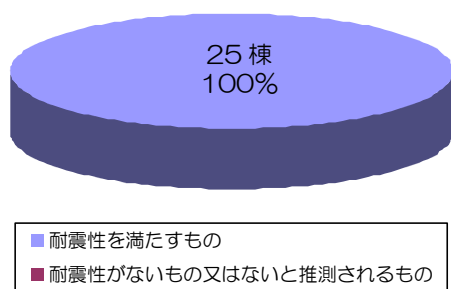
住宅総数 (a)	1,945
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	1,220
耐震化率 (c=b/a)	62.7%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	1,025
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	920
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	192
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	3
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	725

(出典: R5 住宅・土地統計調査から推計)

(4) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

村内に多数の者が利用する建築物は 25 棟あります。このうち昭和 55 年以前に建築されたもの 2 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 2 棟に、昭和 56 年以降に建築されたもの 23 棟を加えた、25 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状で 100%と推計されます。(表 1-11、1-12)

《多数の者が利用する建築物の耐震化の現状》 (表 1-11) 多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状 (単位：棟)



多数の者が利用する建築物総数 (a)	25
耐震性を満たすもの (b=d+f)	25
耐震化率 (c=b/a)	100%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	23
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	2
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0

(表 1-12) 多数の者が利用する建築物における耐震化

(単位：棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 災害時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場、共同住宅（賃貸）等	
平成 27 年における棟総数	1	4	4	4	12	25
令和 2 年における棟総数	1	4	3	5	12	25
令和 7 年における棟総数 (a)	1	4	3	5	12	25
耐震性を満たすもの (b=d+f)	1	4	3	5	12	25
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
昭和 56 年以降に建築された棟数 (d)	1	2	3	5	12	23
昭和 55 年以前に建築された棟数 (e)	0	2	0	0	0	2
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	0	2	0	0	0	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	0	0	0	0	0

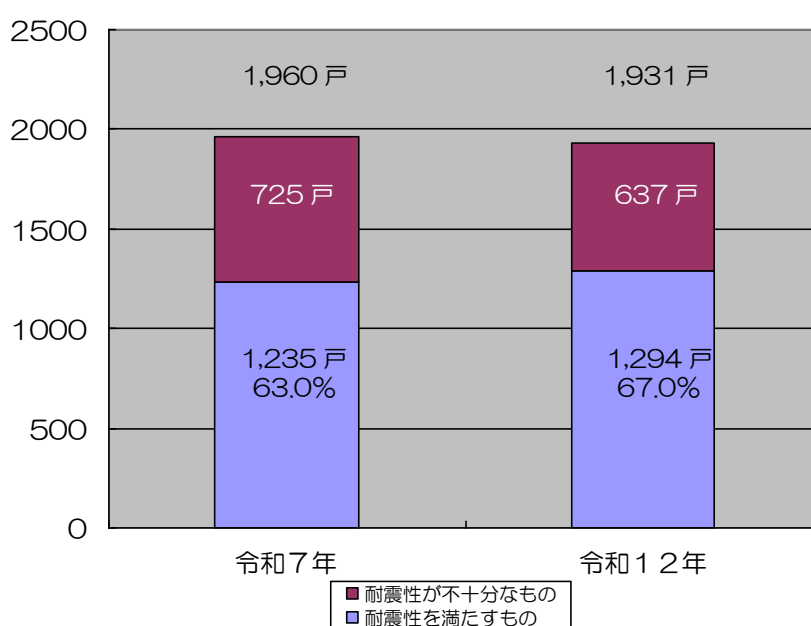
3 耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅の建替え等による耐震化率の推計

今後も建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予測されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで住宅の建替え等が推移すると仮定し、令和 12 年時点における住宅の耐震化率を推計します。（表 1-13）

《建替え等による令和 12 年における住宅の耐震化率の推計》



（表 1-13）建替え等による令和 12 年における住宅の耐震化率の推計

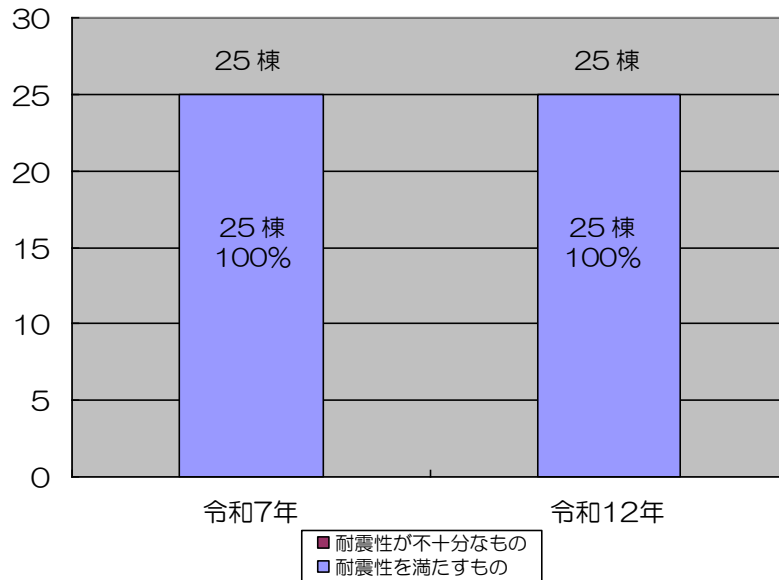
（単位：戸）

	令和 7 年	令和 12 年
住宅の総数 (a)	1,960	1,931
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	1,235	1,294
耐震化率 (c=b/a)	63.0%	67.0%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	1,040	1,099
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	920	832
耐震診断結果が耐震上支障がないとされるもの (f)	192	192
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	3	3
耐震性が不十分なもの (h)	725	637

(2) 多数の者が利用する建築物の建替え等による耐震化率の推計

同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、令和 12 年時点における耐震化率を推計します。(表 1-14)

《建替え等による令和 12 年における多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計》



(表 1-14) 建替え等による令和 7 年における多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計

(単位：棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 災害時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場、共同住宅（賃貸）等	
令和 7 年における棟総数	1	4	3	5	12	25
令和 12 年における棟総数 推計値 (a)	1	4	3	5	12	25
耐震性を満たすもの (b=d+f)	1	4	3	5	12	25
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%	100.0%
昭和 56 年以降に建築された棟数 (d)	1	2	3	5	12	23
昭和 55 年以前に建築された棟数 (e)	0	2	0	0	0	2
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	0	2	0	0	0	2
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	0	0	0	0	0

(3) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、住宅については令和 17 年までに、多数の者が利用する建築物の耐震化率については令和 12 年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としていますが、県計画の耐震化率の目標並びに本村において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、令和 12 年度における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

① 住宅については、耐震化率の目標を 70%とします。

② 多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を 100%とします。

(4) 住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

目標の達成に向けては、今後5年間で建替え等による耐震化率 67.0%を踏まえ、村民に対する周知や施策の推進により、目標値を 70%とします。今後さらに住宅にあっては 58 戸、持ち家にあっては 63 戸の耐震改修が必要になります。（表 1-15）

（表 1-15）令和 12 年度における住宅の耐震化率の目標

（単位：戸）

	住 宅	
		持ち家
令和 7 年における住宅総数 (a)	1,960	1,945
耐震性を満たすもの (b)	1,235	1,220
耐震化率 (c=b/a)	63.0%	62.7%
令和 12 年度における住宅総数の推計値 (d)	1,931	1,916
建替え等がこのままの状況で推移した場合、令和 12 年度の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (e)	1,294	1,279
建替え等に伴う更新による令和 7 年度における耐震化率 (f=e/d)	67.0%	66.8%
目標(70%)を達成するために令和 12 年度時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	1,352	1,342
令和 12 年度までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	58	63
令和 12 年度における耐震化率の目標 (i=g/d)	70.0%	70.0%

(5) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

地震災害時に、避難施設となる学校等やけが人の手当てを行う病院・診療所及び災害弱者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する建築物について、地震防災上の観点から用途を5つの区分に分類し、それぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します。（表 1-16）

I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	100%
II 災害時に避難施設となる建築物	100%
III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	100%
IV 被災時要援護者が利用する建築物	100%
V その他の建築物	100%

（表 1-16）令和 12 年における多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標（詳細）（単位：棟）

多数の者が利用する 建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設と なる建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 災害時要 援護者が利 用する建築 物	V その他の 建築物	合 計
具体的な用途	事務所（庁 舎等）、保健 所等公益的 な施設	学校（幼稚 園を除く）、 体育館	病院、 診療所	幼稚園、保 育園、老人 ホーム、そ の他の社会 福祉施設	ホテル、旅 館、工場、 共同住宅 （賃貸）等	
令和 7 年における棟総数 (a)	1	4	3	5	12	25
耐震性を満たすもの (b)	1	4	3	5	12	25
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
令和 12 年における棟総数 の推計値 (d)	1	4	3	5	12	25
建替え等がこのままの 状況で推移した場合、令 和 12 年度の時点で耐震 性を満たすと推測され るもの（建替え等に伴う 更新）(e)	1	4	3	5	12	25
建替え等に伴う更新に よる令和 12 年度におけ る耐震化率 (f=e/d)	100%	100%	100%	100%	100%	100.0%
目標を達成するために 令和 12 年度時点で耐震 性を満たす必要がある 棟数 (g)	0	0	0	0	0	0
令和 7 年度までに耐 震改修が必要な棟数 (h)	0	0	0	0	0	0
令和 12 年度における用 途区分別の耐震化率の 目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4 公共建築物の耐震化の目標

公共建築物は、利用者の安全確保に加え、災害時には被害情報の収集や災害対策指示が行われるなど災害対策本部や避難場所として活用されるほか、災害による負傷者の治療が行われるなど応急活動の拠点として活用されます。このため、早期に耐震化を進める必要があります。

公共建築物のうち、村有施設にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。

(1) 村有施設の耐震化の基本方針

村有施設においては、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を優先に進めることとします。

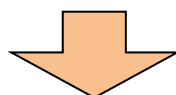
(2) 村有施設の耐震化の現状と目標

村有施設のうち災害拠点施設等（村営住宅は除く。以下同じ。）は 13 棟あり、昭和 55 年以前に建てられたものが 2 棟（構成比 15.4%）で、そのうち耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるものは 2 棟で、昭和 56 年以降に建てられた 11 棟を加えた 13 棟が耐震性を有していると考えられ、現状での耐震化率は 100%となります。

村有施設の令和 12 年度における耐震化率の目標は、災害拠点施設等において 100%とします。（表 1-17）

（表 1-17）村有施設のうち災害拠点施設等（村営住宅除く。）の耐震化の現状及び目標 （単位：棟）

建築物の分類	本庁舎	小中学校 体育館	病院、 診療所	社会福祉 施設等	左記以外の 用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	1	4	1	5	2	13
耐震性があると判断 されるもの (b=d+f)	1	4	1	5	2	13
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
昭和 56 年以降に建築 された棟数 (d)	1	2	1	5	2	11
昭和 55 年以前に建築 された棟数 (e)	0	2	0	0	0	2
耐震性を有するもの 又は有していると推 測されるもの (f)	0	2	0	0	0	2
耐震性がないもの又 はないと推測される もの (g)	0	0	0	0	0	0



令和 12 年度における 耐震化率の目標	100%
-------------------------	------

(3) 村営住宅・教員住宅の耐震化の現状と目標

村営住宅は、26戸、12棟を管理し、教員住宅は、8戸4棟を管理しています。そのうち、昭和55年以前に建築されたものはなく、現在耐震性が確認されているのは、昭和56年以降に建築された16棟であることから、現在の耐震化率は100%となっています。(表1-18)

また、令和12年度における村営住宅・教員住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

(表1-18) 村営住宅・教員住宅の耐震化の現状及び目標

(単位：棟)

建築物の分類 構造・規模等	低 層 平屋・2階建て	中・高層 3階建て以上	合 計
総棟数(a=d+e)	16	0	16
耐震性があると判断 されるもの (b=d+f)	16	0	16
耐震化率 (c=b/a)	100%		100%
昭和56年以降に建築 された棟数 (d)	16	0	16
昭和55年以前に建築 された棟数 (e)	0	0	0
耐震性を有するもの 又は有していると推 測されるもの (f)	0	0	0
耐震性がないもの又 はないと推測される もの (g)	0	0	0
令和12年度における 耐震化率の目標	100%		100%

(4) 耐震診断結果の公表等

村有施設にあつては、耐震化の状況を別途、村のホームページ等で公表することとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図2-1）

① 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化している現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題または地域の課題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、リフォーム融資等の耐震改修に関する融資制度やその利用にともなう利子補給制度、耐震改修工事の減税制度の活用等も考えられます。

② 建築関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適正なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

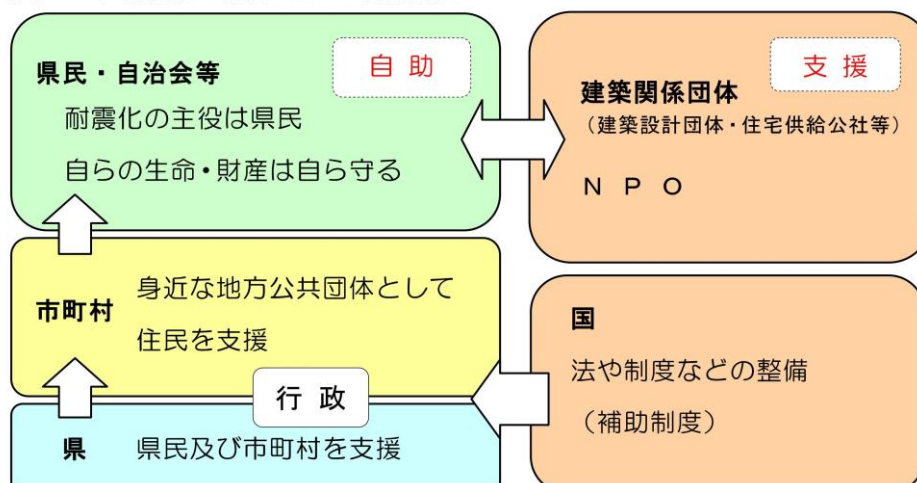
③ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、その地域の実状に応じた支援制度を創設等し、所有者が耐震改修しやすい環境を整備するなど県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

④ 県

県は、所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

（図2-1）耐震化の推進のための役割分担



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

① 補助事業の実施

村においては、住宅の耐震化を促進するため、平成 19 年度から住宅・建築物耐震改修促進事業（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら今後も昭和 56 年以前の住宅等について、耐震診断及び耐震改修に対し、引き続き支援をしていきます。（表 2-1）

なお、耐震改修事業（現地建替）事業については、今後要綱等を整備し対応するよう調整を図ります。

（表 2-1）事業の概要

区分	耐震診断	耐震改修 （現地立替含む）	耐震改修 （現地立替含む）
対象建築物	昭和 56 年以前の木造戸建て住宅		
助成内容	村が耐震診断士を派遣	耐震改修工事に要する 経費に助成	除却工事に要する 経費に助成
補助限度額	8.8 万円／戸	改修工事費の 8 割 補助限度額 140 万円／戸	改修工事費の 5 割 又は 97.86 万円
補助率	国：1／2 県：1／4 村：1／4	国：1／2 県：1／4 村：1／4	国：1／2 県：1／4 村：1／4

② アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、市町村における「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）の策定を支援し、耐震診断を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取り組みの強化を推進します。

③ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、「長野県建築物構造専門委員会」により評価された新たな耐震補強工法（耐震金物）等に関して、村民に周知していきます。（表 2-2）

また評価結果については、県のホームページで公表しています。

（表 2-2）

長野県建築物構造専門委員会 評価された耐震補強工法等 （R7.4.1 現在）	（一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等 3 件

④ 建替え、住替えの促進

耐震改修への誘導だけではなく、旧住宅の建替えや住替え等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は約40年以上の築年数になっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化ニーズに応じて、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の推進を図っていきます。

なお、今後要綱等を整備し対応するよう調整を図ります。

(2) 避難施設に関する支援

地震時に避難施設となる建築物（地区公民館等）の耐震化に対して支援していきます。（表 2-3）

また、国庫補助事業等（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して、災害時の避難所として村の地域防災計画で指定された施設に対する支援策について、今後、県と協議を進めます。

（表 2-3）事業の概要

区分	耐震補強
対象建築物	昭和 56 年以前の避難施設
助成内容	耐震補助工事に要する経費に助成
補助限度額	57,000 円/㎡の 2/3 又は 800 万円
補助率	国：1/2 県：1/4 村：1/4

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の広報紙の活用による周知のほか、所有者へダイレクトメールや個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取り組みを推進します。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、村では「耐震改修相談窓口」を設けています。（表 2-4）

(表 2-4) 耐震診断士の登録数

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R7.3.31 現在)	2,600 名
-------------------------------	---------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会をとおり、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、県及び村の相談窓口において、所有者向けの安全点検チェックポイントによる技術面の助言等により、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、県と連携して進めます。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策等

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防部局と連携して進めます。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、地震に関するハザードマップ等を作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村及び北信建設事務所建築担当課及び村に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。特に令和6年に発生した能登半島地震は、1月1日と家族が集まる時期での大規模な地震であったこともあり、人々に大きな衝撃を与えました。その危機感を持ち続けるためにも、機会をとらえた情報発信を行います。

さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、耐震診断未実施所有者に対するダイレクトメール等による啓発、耐震診断支援をした所有者に対しては、診断結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を行うことを推進します。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を改めて行います。

また、県と連携し、各区等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの出前講座等を実施します。

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の内外装の改修や水回りの更新、省エネ改修、バリアフリー工事等の各種リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェアや村のリフォーム工事への補助制度等とも併せて啓発を行います。

5 各区等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、県と連携し、啓発や必要な支援を行います。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和7年9月現在）。こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本村においても村内の特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します。

(表 4-1)

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。
- (2) 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。
- (3) 公表は、公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより行います。

(表 4-1) 法に基づく区分

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第 14 条、法第 15 条第 1 項)	特定既存耐震不適格建築物 (法第 15 条第 2 項)	指示を受けた所有者が、正 当な理由がなく、その指示 に従わなかった場合	
	一定の特定既存耐震不適格建築物 (法第 16 条第 1 項、第 2 項)	—	—	

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第 12 条第 3 項又は法第 15 条第 3 項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 3 項による命令を行うこととされていることから、県と連携して対応します。
- (2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第 10 条第 1 項に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、県と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 目標値の達成状況について

本計画は、目標値の達成状況について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次（令和 12 年度）に事後評価を行うこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500 m ² 以上	階数2以上かつ 750 m ² 以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 1,500 m ² 以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 1,000 m ² 以上	階数2以上かつ 2,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ 1,000 m ² 以上	階数1以上かつ 2,000 m ² 以上
病院、診療所	階数3以上かつ 1,000 m ² 以上	階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗		階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの		階数3以上かつ 2,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館又は図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機 の発着場を構成する建築物で旅客の 乗降又は待合いの用に供するもの	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物